

ゆい こん だい よう  
遺言代用信託

長女と同居しています。

この先も老後の世話をしてくれる長女に、アパートを相続させて「感謝」を形にしたいの。でも、遺言を書くのは手続きも面倒だし、子供に優劣をつけるのも気が引けるわ…。

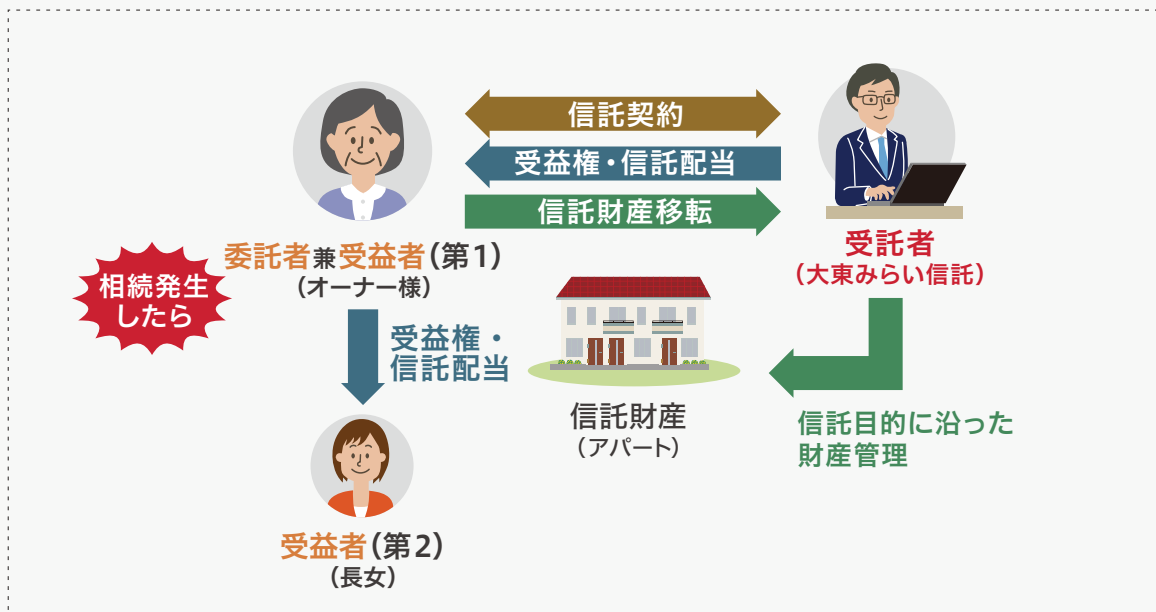


“信託”で悩み解決！



信託のしくみで、資産を引継ぐ人を指定できます。

- アパートを信託し、当初はオーナー様を**受益者**(第1)に、亡くなった後は長女が**受益者**(第2)となるよう、あらかじめ**信託契約**に定めておきます。
- オーナー様が亡くなると、**受託者**は**信託契約**に従い、次の**受益者**(第2)となった長女に、家賃収入などの**信託配当**を、忠実に支払います。
- つまり、遺言で財産を遺す相手を長女に指定するのと同じ効果があり、これを信託の**遺言代用**機能といいます。
- オーナー様は、手続きの面倒な遺言書を作らずに、長女に感謝の気持ちを遺すことができます。(※)



(※)他の法定相続人の遺留分を侵害しないよう配慮が必要です。